

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	8	担当課	畜産課
法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	24	許認可等の内容	家畜人工授精所の開設の許可
家畜改良増殖法					
(家畜人工授精所の開設の許可)					
第24条 家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りではない。					
(家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合)					
第25条 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。					
2 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適當であるときは、与えないことができる。					
家畜改良増殖法施行規則					
(家畜人工授精所の構造、設備等)					
第33条 法第25条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。					
一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があるもの					
二 設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの					
三 器具					
イ 家畜人工授精を行う場合にあっては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具					
ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあっては、その採取、検査、処理保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具					
ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあっては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具					